







この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の香芝市議会委員会条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の香芝市議会委員会条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。

附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第21号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。ただし、次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第26号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第24号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号から第3号までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和3年条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。